

高知県企業立地促進事業費補助金産業振興計画特別加算取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱別表に規定する産業振興計画特別加算（以下「産振加算」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特定重点事業)

第2条 関係部長会議は、要綱別表に規定する特別事業加算の適用要件を満たす事業のうち、次の各号に定める要件について各1項目以上を満たすことが見込まれる事業（ただし、次の各号に定める要件を共に1項目しか満たさないものを除く。）を、特定重点事業として認定することができるものとする。

(1) 必須要件

- ア 投下固定資産額 5億円以上（当該事業の属する業種が食料品製造業に該当する場合は2億5千万円以上）
- イ 県内新規雇用者 30人以上

(2) 付加要件

- ア 県内取引企業業務量の増 10人役以上
- イ 第一次産業従事者業務量の増 50人役以上
- ウ 製造品出荷額等の増 10億円以上
- エ 県内取引企業の数 10社以上
- オ 農林水産物又は水資源を主要原材料とするもののうち、当該主要原材料の仕入れに係る県内産の占める割合 金額または数量が8割以上
- カ 研究開発機能の保有
- キ 協力企業の立地
- ク 工場用地面積 9千平方メートル以上
- ケ その他、税収、工場延床面積など特別な経済効果があると認められる事項

2 特定重点事業を所管する部局は、前項に規定する要件に関して当該事業の効果を説明するための資料（以下「事業効果説明資料」という。）を作成するものとする。

(審査会)

第3条 産振加算の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する特定重点事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の分野別に委嘱した事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）4名並びに関係部長会議の出席者のうち副本部長及び本部次長によって構成するものとする。

- (1) 財務 1名
- (2) 法律 1名
- (3) 学識 2名

3 審査会の定足数は4名とし、開催は随時とする。

4 審査会は、事業効果説明資料について、その妥当性を専門的な見地から審査し、産振加算の適用又は非適用について出席者の3分の2以上の同意に基づき採決したうえで、産振加算の適

用に係る意見として知事に提出するものとする。

- 5 アドバイザーは知事が委嘱し、任期は1年間とする。ただし、年度途中から委嘱する場合は、その年度の末日までとする。
- 6 知事は、アドバイザーの職務に要する次の経費を支払うものとする。
 - (1) 謝金 審査会一回につき一人当たり5万円
 - (2) 旅費 県の旅費規程に基づき別途支払う。
- 7 審査会の会務を総括するため、アドバイザーの互選による委員長を置く。
- 8 審査会は非公開とする。
- 9 審査会の事務局は、商工労働部企業立地課内へ設置する。

(補助率)

第4条 産振加算の補助率は次のとおりとする。

- (1) 次の条件に該当する場合 20パーセント
 - ア 必須要件の二項目を共に満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあつては5億円以上、その他の業種にあつては10億円以上であること）
 - イ 付加要件のうち二項目以上を満たすことが見込まれるもの
- (2) 次の条件に該当する場合 20パーセント
 - ア 必須要件のうちいずれか一項目を満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあつては5億円以上、その他の業種にあつては10億円以上であること）
 - イ 付加要件のうち三項目以上を満たすことが見込まれるもの
- (3) 次の条件に該当する場合 10パーセント
 - ア 必須要件の二項目を共に満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあつては2億5千万円以上、その他の業種にあつては5億円以上であること）
 - イ 付加要件のうち一項目以上を満たすことが見込まれるもの
- (4) 次の条件に該当する場合 10パーセント
 - ア 必須要件のうちいずれか一項目を満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあつては2億5千万円以上、その他の業種にあつては5億円以上であること）
 - イ 付加要件のうち二項目以上を満たすことが見込まれるもの

(適用の決定)

第5条 知事は、第3条第4項の規定に基づく意見を踏まえて特定重点事業に対する産振加算の適用又は非適用を決定したうえで、要綱第6条に規定する補助金の交付の決定を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、産振加算の適用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月9日に廃止する。